

事故の型別にみた車両系建設機械及び高所作業車による死亡災害事例

(令和5年発生分)

■車両系荷役運搬機械

01. 墜落・転落

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
1	2	8～10	土木工事業	整地・運搬・積込み用機械	災害発生当日、作業者は、災害発生現場で、トラクター・ショベルを用いて道路の除雪作業を一人で進めていた。同日夕刻、別の作業現場で作業を行っていた同僚が災害発生現場付近に立ち寄ったところ、トラクター・ショベルが道路から約6m下の谷川に墜落しており、作業者が当該トラクター・ショベルの下敷きになっているのが発見されたもの。
2	3	16～18	その他の建設業	整地・運搬・積込み用機械	太陽光パネル設置工事で高さ約3mの架台上にパネル(30kg/枚)を設置する為、車両系建機(トラクター・ショベルのショベルをフォークに換装したもの)でパネル5枚を積載した荷上げ用ラックを約2.3mの高さまで上げた後、7尺脚立を使用して作業者と事業主がラックの両脇から乗込み作業をしていたところ、ラックがフォークから脱落すると同時に墜落し、作業者がパネルの下敷きになった。
3	9	14～16	畜産・水産業	整地・運搬・積込み用機械	転倒したトラクター・ショベルの下敷きになっている作業者を同僚が発見した。作業者が運転していたトラクター・ショベルは私道の路肩から約2m下に転落しており仰向けの状態で倒れていた。なお、事故発生前に作業者は、鶏舎敷地までの道路を整地するよう指示を受けていた。
4	8	10～12	土木工事業	掘削用機械	豪雨災害により林道に流出した土砂の除去作業を行っていた者が、使用していたドラグ・ショベルとともに誤って路肩から転落したものの。
5	2	16～18	土木工事業	掘削用機械	事業は護岸工事の擁壁工1次下請。翌日の作業を妨げる所であった、残土入りフレキシブルコンテナバッグ5袋の移動作業が割り込みで入り、作業者はクレーン機能付きドラグ・ショベルを車両反対側まで旋回させ袋を約14m移していた。急ぐため3・4袋目を同時につり旋回中、鋼管杭裏の仮設道路から2.8m下の川底に車両ごと落ち、頭を打った。
6	4	14～16	その他	掘削用機械	作業者は、残土処分場において、工事現場から受け入れた残土を整地(片付け作業)するため、路肩の周辺でドラグ・ショベル(機体重量19.6t)を運転(無資格)していたところ、路肩からドラグ・ショベルごと3.9m下まで転落した。
7	10	14～16	土木工事業	締固め用機械	林道建設工事現場にて、作業者がローラーを運転中、方向転換のために後進していたところ、下がりすぎてローラーごと路肩から約4m下の地面に転落したものの。
8	5	8～10	建築工事業	解体用機械	作業者は、RC造6階建築物の解体工事において、屋上部に前日解体した足場部材(以下、つり荷という。)をGLに吊り下ろすため、解体用つかみ機でつり荷をつり上げる玉掛作業に従事し、つり上げる際、玉掛用具であるベルトスリングが残留している足場の壁つなぎに引っかかった。そのまま巻き上げが行われ、ベルトスリングが外れた反動で吊り荷が作業者に激突し、飛ばされた作業者が屋上部から2階スラブまで約24m墜落した。

02. 転倒

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
9	5	10～12	土木工事業	整地・運搬・積込み用機械	山間部道路の災害復旧工事現場において、ドラグ・ショベルを使用してダンプトラックに積まれた土砂の入ったフレコンバック3個を荷台から降ろす作業中、ドラグ・ショベルで2個目のフレコンバックを吊り上げ、右旋回していたところドラグ・ショベルが谷側に転倒し道路の路肩から転落した。ドラグショベルは約2m下の小段で止まった。ドラグ・ショベルを運転していた作業者は地面と転落したドラグ・ショベルにはさまれた。
10	5	8～10	土木工事業	整地・運搬・積込み用機械	作業者は、畑の端に設置した移動式クレーン仕様のドラグ・ショベルを使用して畑に仮置きしたコンクリート土留板10枚(1枚50kg、計500kg)を吊り上げ、畑の脇に停めていたトラックの荷台に載せようと旋回したところ、ドラグ・ショベル下の地面が崩れ、ドラグ・ショベルが道路側に転倒した。作業者は運転席から道路上に投げ出され、更に、吊っていたコンクリート土留板がトラックの荷台に当たり、作業者の上に落下したものの。

02. 転倒

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
11	4	14～16	鉱業	掘削用機械	ドラグ・ショベルによる石の積み込み作業が終了し、傾斜をアームを挙げながら登ったことにより、当該ドラグ・ショベルが仰向けに転倒し、運転していた作業者が運転席から落下してキャビンの天井に体をぶつけた。
12	7	14～16	土木工事業	掘削用機械	法面の復旧工事において、ドラグ・ショベルを用いて掘削作業を行っていた作業者が、給油を行うために当該重機を運転し、斜面を降りていたところ、当該重機が転倒し、当該重機の運転席の手すりとの間に首がはさまれたもの。
13	12	12～14	建築工事業	掘削用機械	建屋新築工事に伴う既存建屋解体工程で、ガラ搬出に使用した車両系建設機械（0.09m ³ バックホー／重量3t）を現場搬出するためダンプトラック（3.5t）に積み込む際に、車両系建設機械が転倒し、操作者が投げ出され車両系建設機械の下敷きとなったもの。
14	11	8～10	土木工事業	基礎工事業用機械	作業者は、路側擁壁改良工事現場で削孔機を使い、補強材を施工（削孔、補強材の挿入及びグラウトの注入）していたとき、別の場所に補強材を施工するため、削孔機を移動させたところ、削孔機が横倒しになり、削孔機を操作していた作業者が下敷きとなり、胸部をはさまれた。

04. 飛来・落下

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
15	7	8～10	製造業	整地・運搬・積込み用機械	ホイール・ローダーの後輪タイヤの交換依頼（前輪のタイヤを後輪に付け替え、空いた前輪に新品のタイヤを取り付ける）を受け、作業員2名で、作業を実施。左前輪のタイヤをホイールごと取り外す作業中、タイヤが飛び出して、タイヤ正面にいた作業員もろとも、吹き飛び受傷。
16	3	14～16	製造業	整地・運搬・積込み用機械	車両系建設機械（整地等）の整備中の災害。エンジンのベルト交換を行うため、カウンターウェイトを取り外そうとした際に、固定ボルトを外した作業員に、カウンターウェイトが落下したもの。
17	3	10～12	土木工事業	掘削用機械	農業用水路の更新工事現場で、作業員を含む9名の作業員で養生用の敷鉄板を剥がして集積する作業を行っていた。災害発生時、クレーン仕様のドラグ・ショベルで敷鉄板をつり上げ（バケットのフックに玉掛用具を取り付けて、玉掛用具の先端のフックを鉄板の穴に取り付ける。）、先に集積していた敷鉄板の上に置いたところ、玉掛用具から敷鉄板が外れて倒れたため、敷鉄板の振れ止めをしていた作業員が敷鉄板の下敷きになった。
18	5	8～10	土木工事業	基礎工事業用機械	作業員は杭打機を運転しオーガを引き抜いたのち運転停止した。その後、杭打機のオーガに近づいたところ、作業員の上にオーガ（スクリュロッド）に付着していた岩状の泥（大きさ：50×56×37cm）が、高さ約2mから落下し、作業員に激突したものである。
19	3	14～16	土木工事業	解体用機械	ドラグ・ショベルのアタッチメントをつかみに替えた重機にて、伐採木をダンプトラックに積み込みのため旋回中、旋回範囲内の作業員に気付かず、急停止したところ、反動で掴んでいた丸太が外れ、作業員に激突したものの。

06. 激突され

No	発生月	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
20	8	8～10	運輸交通業	整地・運搬・積込み用機械	ドラグ・ショベル（他社の労働者が操縦）を用いて20tダンプへ草を積込中、作業員が車両キャブ上で、ドラグ・ショベルの誘導を行っていた。ドラグ・ショベルの運転者が座席に座る際に、運転者の着用していた空調服がドラグ・ショベルの操作レバーに引っ掛かり、ドラグ・ショベルが旋回。その後、作業員に激突し、キャブ上から転落した。
21	3	16～18	建築工事業	掘削用機械	ドラグ・ショベルを用いて基礎工（掘削）を行っていたところ、丁張用の木杭を取り除くため作業半径内に立ち入っていた作業員にドラグ・ショベルのオペレーターが気付かず、左旋回させたところ作業員に激突し、そのまま引きずったもの。
22	5	8～10	建築工事業	基礎工事業用機械	くい打機（基礎工事業用アタッチメントを取り付けたもの）を作業箇所へ移動させる際に、傾斜になっている箇所でも当該くい打機が横転し、車で休憩していた関係労働者2名に激突し、内1名が被災したものの。

06. 激突され

No	発生日	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
23	2	14～16	建築工事業	解体用機械	解体用ニブラを装着した車両系建設機械で、スリングを通した足場板をニブラ（約2.5t）に引っかけて吊り上げ、積載型トラッククレーンに荷卸しをしようとしていたところ、車両系建設機械が転倒し、機械とトラックとの間に作業者がはさまれたもの。
24	10	12～14	運輸交通業	解体用機械	作業者は、廃プラスチックを貨物自動車から災害発生場所まで配送し、配送先の者と貨物自動車から廃プラスチックを卸す作業に従事していた。配送先の者が車両系建設機械（解体用つかみ機）を操作し、作業者は貨物自動車の荷台上で廃プラスチックが入ったフレコンバッグの持ち手部分を車両系建設機械のアタッチメントに結ぶ作業に従事していたところ、同アタッチメントに激突されたもの。
25	7	16～18	その他	解体用機械	解体用つかみ機を使用して、練炭をクローラーで踏みつけ粉砕する作業中、作業者がスコップを持って、つかみ機に近づいていた際、つかみ機の運転手が周囲を確認しようとしたところ、誤って操作レバーに触れ、つかみ機の上部旋回体が左旋回し、作業者の頭部につかみ機機械のつめの部分が激突した。作業者は、そのまま、つかみ機のつめとコンクリートブロックとの間に頭部をはさまれたもの。

07. はさまれ・巻き込まれ

No	発生日	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
26	3	16～18	製造業	整地・運搬・積込み用機械	作業者は、工場において、ベルトコンベアで流れてくるアスファルト材料に紛れている不要なものを取り除く作業を行っていた。作業終了後、休憩所で着替え、事務所に戻っている途中、労働者が運転するトラクター・ショベルの右前輪に轢かれた。
27	8	14～16	土木工事業	整地・運搬・積込み用機械	事業場の工場敷地内において、一人でトラクター・ショベルを運転してダンプトラックへの砂の積み込み作業を行っていた作業者が、ダンプトラックの助手席のドアとトラクター・ショベルの左後方ボンネットとの間に腹部がはさまれた状態で発見されたもの。
28	3	12～14	土木工事業	整地・運搬・積込み用機械	生コンクリートの運搬に使っていた農業用小型運搬車（最大積載荷重0.5t）の運転席に乗り前進させていたところ、当該運搬車と橋の側面との間に上半身をはさまれたもの。
29	9	14～16	貨物取扱業	整地・運搬・積込み用機械	貨物船から、陸上に設置した（バケット付き）クレーンで飼料を荷下ろしする作業において、作業者は、船倉で、ブル・ドーザーを操縦して、山盛りになっている飼料上を移動し、山を超えた際、操縦席からブル・ドーザーの進行方向、排土板と履帯の間に振り落とされ、轢かれたもの。
30	5	14～16	その他	整地・運搬・積込み用機械	作業者が工場内を移動中、ホイール・ローダーの死角に倒れこんだところ、後退したホイール・ローダーのタイヤに轢かれたもの。
31	11	10～12	土木工事業	掘削用機械	作業者は、土嚢を据え付ける作業を行う作業に従事していた。理由は不明であるが、ドラグ・ショベルの横を通行していたところ、ドラグ・ショベルが旋回し、ドラグ・ショベルの車体後方部と仮設防護柵にはさまれた。
32	12	16～18	建築工事業	掘削用機械	工場新築工事において、作業者は基礎部分の清掃作業をしていたところ、後退してきた重機と接触し、クローラの下敷きになった。
33	2	12～14	建築工事業	掘削用機械	木造家屋建築工事現場における土地改良工程で、作業者がドラグ・ショベルを運転し、キャタピラ及び排土板により整地していた際に後退操作をしたところ、後方でオートレベルを用いた計測作業をしていた労働者が轢かれ、キャタピラに下半身を巻き込まれたもの。
34	3	10～12	農林業	掘削用機械	一人でドラグ・ショベルと不整地運搬車を使用して肥料用木材チップをブルーベリー畑に撒く作業を行っていた際、ドラグ・ショベルのバケットを上げたままにして停車し、不整地運搬車を運転しバックで近づけたところ、バケットと不整地運搬車の運転席前側に首をはさまれた。
35	3	16～18	その他	締固め用機械	片側2車線の幹線道路舗装工事現場において、舗装工事の交通誘導を行っていた作業者が後進中のタイヤローラーに背後から轢かれたもの。
36	1	12～14	土木工事業	解体用機械	ログハウス解体工事を出る廃材を搬入するため、小型解体用つかみ機により搬入予定の敷地に元々あった瓦礫等を整理作業中、同つかみ機を後退させたときに、同つかみ機の後方で手作業により瓦礫の仕分け作業を行っていた作業者を轢いたもの。

07. はさまれ・巻き込まれ

No	発生日	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
37	12	14～16	建築工事業	解体用機械	木造二階造家屋解体工事において、作業者は二階で解体したボード類をフレコンバックに詰め、搬出する準備を行っていたが、重機操作者が 解体用つかみ機 を操作したので、つり上げて地上に下すため、アタッチメントにつりひもをかけようとしていたところ、重機操作者が運転席から身を乗り出した際にアームが突然旋回してしまい、作業者はアームと建物躯体の間に頭部をはさまれた。
38	1	8～10	その他	解体用機械	作業者は前進中の 解体用つかみ機 のキャタピラーに右足から骨盤にかけて轢かれたもの。解体用つかみ機はトレーラーに圧縮廃材(1×1×1m、約700kg)を積み込むフォークリフトの進入路を確保するため、前進にて移動していたもの。作業手順はリフトが圧縮廃材をトレーラー荷台に載せ、解体用つかみ機で廃材を前に押し込むもの。荷台側方でリフト⇄解体用つかみ機の入れ替え作業。

90. その他

No	発生日	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
39	12	12～14	土木工事業	掘削用機械	総合流域防災工事現場において、 ドラグ・ショベル を用いて川床の掘削作業を行っていた労働者が、ドラグ・ショベルとともに川へ転落したものの。

■高所作業車

01. 墜落・転落

No	発生日	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
40	5	16～18	その他の建設業	高所作業車	作業者は、作業員 A と 2 名で立木の伐木作業を行っていた。作業者が 高所作業車 に搭乗し、枝打ち等を行っていたが、何らかの原因により地上約10mの位置にあるバケットから墜落したものの。作業者は当日の作業において、要求性能墜落制止用器具及び保護帽を着用していなかった。

02. 転倒

No	発生日	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
41	12	14～16	土木工事業	高所作業車	作業者は、公園維持管理業務に伴う、公園内の支障木(高さ約18m)の伐倒作業中、伐倒木にロープをかけるため、 高所作業車(クローラ式) のバスケットで運転操作を行っていたところ、当該高所作業車が転倒し、作業者がバスケットから投げ出され、地面に激突したものの。伐倒作業は、近隣住宅の方向へ倒れないようロープをかけ引っ張りながら行っていた。
42	2	10～12	農林業	高所作業車	作業者2名は クローラ式高所作業車 のバスケット(定格荷重200kg)に乗り、うち1名が可搬式チェーンソーにより高さ10mから15m程度の雑木の枝払いをしていたところ、高所作業車が後方に転倒し、2名ともバスケットから投げ出され、コンクリート地面に頭を強く打ったもの。
43	2	10～12	農林業	高所作業車	作業者2名は クローラ式高所作業車 のバスケット(定格荷重200kg)に乗り、うち1名が可搬式チェーンソーにより高さ10mから15m程度の雑木の枝払いをしていたところ、高所作業車が後方に転倒し、2名ともバスケットから投げ出され、コンクリート地面に頭を強く打ったもの。

07. はさまれ・巻き込まれ

No	発生日	発生時間	業種	起因物	災害発生状況
44	12	10～12	その他の建設業	高所作業車	災害発生当日、工場建屋の側壁に排気装置を設置する工事において、作業者が 高所作業車 を作業床上の操作盤で操作し、もう1人の労働者と2人で建屋側壁に排気フード設置用の開口を開ける作業を行った。その後、作業者が引き続き作業床を移動させていたが、もう1人の労働者が後ろを振り返ると作業者が高所作業車の手すりとは建屋の屋根部材との間に頭部をはさまれていた。